令和6(2024)年農業用免税軽油に係る申請について

栃木県では、毎年1月に農業用の軽油取引税免税証を一括して交付しており、今年度も野木町役場で申請を 受け付けます。

- ※共同・受委託の方は栃木県庁小山庁舎本館4階会議室で受け付けます。
- ※マスクの着用等、感染症予防策については個人の主体的な選択を尊重し個人の判断に委ねますが、発熱や風邪 の症状等がある方は、来場を見合わせるようお願いします。

受付日	受付時間•対象地区		受付会場
1月15日(月)	9:00~11:30 共同•受委託	13:00~15:30 共同•受委託	栃木県庁小山庁舎本館4階会議室
1月29日(月)	9:00~11:30 友沼学区 (松原含む)	13:00~15:30 南赤塚学区 (丸林西含む)	野木町役場新館2階大会議室
1月30日(火)	9:30~11:30 野木学区•佐川野学区		2 1 2 10/20/11/20 TO 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

- ※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
- ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問合せください。

【申請の際に持参するもの】

- ①免税軽油使用者証
- ②免税軽油の引取り等に係る報告書 ※新規申請以外の方納品書または領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。
- ③耕作証明書 ※新規申請および耕作面積が変更になった場合
- ④野木町農業再生協議会の受付印が押印された全員分の農作業受委託契約書の写し ※受委託の方で新規申請および耕作面積が変更になった場合

【注意事項】

- ・新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
- ・新規申請および免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・ 領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ・国税および地方税の滞在処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ・農業等に係る免税制度については、地方税法の規定により、現在令和6(2024)年3月31日までの経過措置 となっています。令和6(2024)年の交付時点では制度延長が未定のため、耕作面積の増加等により増加した 分の免税証は、制度延長決定以降の交付となります。

問栃木県税事務所 軽油取引税調査担当 ■0282(23)6882

野木町農業委員会事務局 ((57)4109(耕作証明書について)

野木町農業再生協議会 🔤(57)1202(農作業等受委託契約書の写しについて)

広告
 野木ほたるの水辺
 樹木 葬墓地
 ぜひ一度ご覧になって下さい。見学は自由に出来ます。(10:00~16:00)
 「所在地野木町大字野木2044 0120-008-952 Qセレモニー千代田 樹木葬事業部